資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千七百五十万一千八百円減少し七千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十月一日

掲載頁　六十四頁（号外第二一八号）

平成二十七年二月四日

東京都渋谷区東三丁目一四番一五号

株式会社エー・アイ・ピー

代表取締役　森　学

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

ただし、減少した資本金の二億二千五百万円は、資本準備金として増額いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月十九日

掲載頁　三十六頁（号外第一三七号）

平成二十七年二月四日

神奈川県厚木市恩名五丁目一番一号

アンリツカスタマーサポート株式会社

代表取締役　田中　真

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年三月十三日であり、株主総会の決議は、平成二十七年二月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月十二日

掲載頁　四十頁（号外第一三一号）

平成二十七年二月四日

長野県岡谷市天竜町三丁目二〇番三二号

ＴＯＣキャンパシタ株式会社

代表取締役　丸山　律夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年三月十二日であり、株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は、平成二十七年二月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月三十日

掲載頁　一三四頁（号外第一四六号）

平成二十七年二月四日

香川県高松市サンポート二番一号

かがわ県民情報サービス株式会社

代表取締役社長　山中　欣也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である小嶋勝広及びトーマス・デイヴィスが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年二月四日

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルＢ棟九階

Ｓｏｌａｉｒ　ｓｒｌ

日本における代表者　小嶋　勝広

同　トーマス・デイヴィス

限定承認公告

本籍北海道旭川市豊岡六条一丁目一番、最後の住所北海道旭川市豊岡三条三丁目六番二四号

被相続人　亡　小西　朋佳

右被相続人は平成二十六年八月五日死亡し、その相続人は平成二十七年一月二十六日旭川家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

北海道旭川市豊岡六条一丁目一番五―三七号　市住Ａ５―５３７

限定承認者　咲田　明子

限定承認公告

本籍秋田県にかほ市象潟町字一丁目塩越一五九番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　伊藤　常吉

右被相続人は平成二十六年十二月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年一月二十三日秋田家庭裁判所本荘支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

秋田県にかほ市象潟町字一丁目塩越一五九番地二　相続財産管理人　伊藤美恵子

限定承認公告

本籍群馬県高崎市上中居町三三番地二、最後の住所群馬県高崎市台新田町三〇七番地市住一一棟一七四号　被相続人　亡　渡邉ツエ子

右被相続人は平成二十六年十月十八日死亡し、その相続人は平成二十七年一月十六日前橋家庭裁判所高崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

群馬県高崎市住吉町一五番地三マンション緑一〇二号　限定承認者　森杉　英子

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所京都市北区大宮北箱ノ井町一番地

被相続人　亡　川本**桑**英こと　鄭　**桑**英

右被相続人は平成二十六年四月十四日死亡し、その相続人は平成二十七年一月二十三日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

京都市北区大宮北箱ノ井町一番地

相続財産管理人　川本　達溶

取消公告

平成二十一年十二月二十四日掲載の高知県教育委員会に係る教育職員免許状失効公告は取り消します。

平成二十七年二月四日　高知県教育委員会

正　誤

平成二十六年十一月十九日（号外第二百五十五号）公布法律第百五号（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律）

（印刷誤り）

八五ページ上段表中

「

六千円	
一万二千円	

」は

「

	六千円
	一万二千円

」の誤り。

ページ	段	行	誤	正
二一	下	終りから一九	変更するべき	変更すべき
二一	下	二	第二条中二号	第二条第二号
二一	下	三	「表面」	「であつて、表面」
〃	〃	一	〃	次号上欄において
〃	〃	一四	次号において	〃

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月四日付第二六号六四ページ

―ジ●同日付政府調達第二二号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）